

第3節 特別支援教育における学習評価の在り方

1 障害のある児童生徒の学習指導に係る基本的な考え方

(1) 特別支援教育に係る制度等の整備

障害のある児童生徒に対する指導については、平成18年3月に、通級による指導の対象に新たにLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)のある児童生徒を加えるとともに、同年6月の学校教育法等の改正により、小・中学校等においても教育上特別な支援を必要とする児童生徒等に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うこととされた。

また、今回の学習指導要領の改訂では、障害のある児童生徒の指導に当たっては、特別支援学校等の助言や援助を活用すること、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが新たに加わった。

そのために、例えば、障害のある児童生徒一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画(個別の指導計画)を作成したり、家庭や特別支援学校、医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画(個別の教育支援計画)を作成したりすることが示された。

さらに、全ての学校種を通じて、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の交流及び共同学習の推進に配慮することとされた。

(2) 障害のある児童生徒に対する学習指導の工夫

近年、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受ける児童生徒の数の増加が顕著である。これらの児童生徒については、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱などの児童生徒だけではなく、LDやADHD等の発達障害など様々な障害のある児童生徒が含まれ、一人一人の障害の状態や発達の段階、特性を的確に把握して、適切な指導を行うことが求められている。

また、小・中学校等の通常の学級では、通級による指導の対象となっている児童生徒に対する通級以外の場面での指導や、通級による指導の対象となっていないが教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導に当たって、障害の状態等に即した適切な配慮を行うことが求められる。

例えば、発達障害等により読むことや書くことに困難を有する児童生徒に対しては、プリント教材の漢字に振り仮名を付けたり、試験の問題用紙の記入枠を大きくしたりするなどの配慮を行うことが考えられる。また、弱視や難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱などの児童生徒に対しては、実験・実習等の際に適切な役割分担をしたり、学習内容に応じて障害の状態等に配慮した工夫を行ったりすることが考えられる。評価を行う前提として、これらの配慮を行い、障害のある児童生徒の授業への参加を容易にし、本来有している能力を発揮できる可能性を高めていくことが大切である。

なお、個別の指導計画については、個々の児童生徒の実態に即した適切な指導を進めることをねらいとしており、その活用に当たっては、PDCAサイクルを通じて、適宜、指導計画自体の見直しを行い、指導内容・方法の改善に生かしていくことが重要である。

また、個別の教育支援計画に基づいて関係機関等と連携し、必要に応じ外部の専門家による指導・助言を受け自立活動の指導や評価等に生かしていくことも重要である。

2 障害のある児童生徒の学習評価に係る基本的な考え方

障害のある児童生徒については、必要に応じ個別の指導計画を作成することなどにより、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導の工夫を行い、適切な学習評価を行うことが求められる。それに当たっては、児童生徒の障害の状態等を十分に理解しつつ、例えば、行動の観察やノート等の提出物の確認など様々な方法を活用するなどして、一人一人の学習状況を一層丁寧に把握する工夫が必要である。

ただし、その評価の考え方については、学習指導要領に定める目標に準拠して評価を行うことや個人内評価を重視すること、学習指導と学習評価とを一体的に進めること、指導目標

や指導内容、評価規準の設定においては一定の妥当性が求められることなど、障害のない児童生徒に対する評価の考え方と基本的に変わりがあるものではない。したがって、障害の状態等に即した適切な指導や評価上の工夫は必要であるが、一方で、評価そのものへの信頼性にも引き続き十分配慮することが求められる。

3 小中学校に在籍する障害のある児童生徒に対する学習評価の工夫

障害のある児童生徒の学習評価を実際に行うためには、個別の指導計画による評価と密接に関連していることに留意する必要がある。また、通常の学級に在籍する児童生徒の中で、個別の指導計画を作成するほどではない場合でも、個別的な配慮事項や指導上の工夫点を記述することが重要である。

(1) 特別支援学級に在籍する児童生徒の指導要録上の工夫

特別支援学級の児童生徒の指導要録の様式は、特に必要がある場合には、特別支援学校の指導要録に準じて作成することができる。その際、記述の仕方については、特別支援学校における評価方法を参考にすることが考えられる。

(2) 通常の学級に在籍する児童生徒に係る指導要録上の工夫（通級による指導の対象）

通級による指導を受けている児童生徒については、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容・方法や指導の結果の概要に関すること等を記述する。

なお、通級による指導における学習の評価に当たっては、それぞれの担当教師間において学習評価を含む情報交換が適切になされ、通級による指導の成果が通常の学級においても生かされることが重要である。

(3) 通常の学級に在籍する児童生徒に係る指導要録上の工夫（通級による指導の対象外）

通級による指導の対象となっていない児童生徒で、教育上特別な支援を必要とする場合については、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に、効果的と考えられる指導方法や配慮事項を記述することも必要である。

4 学習評価に係る学校における組織的な取組

特別支援教育の対象の児童生徒に対する学習評価を適切に行うためには、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など、校長のリーダーシップの下、学校全体の支援体制を整備し、特別な教育的ニーズのある児童生徒の共通理解、指導内容・方法の明確化、個別の指導計画の活用などを図っていくことが必要である。また、特別支援教育の目的や内容を学校経営や学校評価項目へ位置付けていくことも大切である。